

令和8年9月15日
近畿管区行政評価局

介護保険料の賦課等に関する情報収集結果—行方不明者の取扱いを中心として—

情報収集の背景

- 我が国では、**毎年10万人近くの行方不明者**が発生し、発見されない行方不明者が一定数存在。その原因・動機の**2割が認知症**（令和7年における行方不明者届受理等の状況（令和8年6月 警察庁生活安全局人身安全・少年課））
- **介護保険法**（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第11条において、「**介護保険の被保険者は、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日の翌日から、その資格を喪失する**」と規定
- このような中、当省の行政相談に、**行方不明者の家族から、「行方不明者の介護保険料の支払いはどうすればよいか」との相談等**もあったことから、管内の15市町の行方不明者の介護保険料の賦課等の状況について情報収集した結果は以下のとおり



情報収集結果

○資格喪失処理（他の自治体にとって参考となる取組事例）

介護保険担当部局に対し、家族から介護保険料の支払いについて相談があった場合、住民基本台帳担当部局を案内するにとどめているところがある一方、**介護保険担当部局が被保険者が行方不明となったと認知した場合、転出若しくは転居しているか、又は居住地に居住していないことを現地調査し、不現住が認定された場合は、住民基本台帳担当部局に職権消除を依頼し、資格喪失処理により家族の負担軽減につなげているところあり。**

○介護保険料の返還（認識が区々）

死亡届の提出等により被保険者が過去に遡って死亡していたと認められ、被保険者資格も遡って喪失した場合の**介護保険料の返還期間**について、**資格喪失後の保険料を全額返還と認識しているところがある一方、法第200条の2などを適用して2年分と認識しているところあり。**

→ **厚生労働省**は、今後、高齢化の進展により認知症による行方不明者が増えることも踏まえ、**市町村に対し、資格喪失の手続及び返還の解釈を明確化することが望まれる。**

厚生労働省の対応

本省行政評価局を通じて厚生労働省に情報収集結果を提供した結果、以下の内容を明確化した通知を令和8年9月8日に発出

- ① 年金の支給が一時差し止められている被保険者に係る資格喪失の手続等
- ② 返還について、2年以上前であっても資格喪失日以降の賦課処分は無効で返還が必要との解釈